

# 資料編





## (1) 沼津市スポーツ推進基本計画策定の経過

年月日	内容
令和4年5月9日～ 6月20日	学校体育施設利用団体アンケート
令和4年7月8日～ 7月29日	スポーツ合宿・大会誘致にかかる宿泊業者アンケート
令和4年7月11日～ 7月31日	部活動に関するアンケート
令和4年10月21日～ 11月7日	スポーツ活動に関する市民アンケート
令和5年8月21日	<p>第1回沼津市スポーツ推進審議会</p> <p>◇ 講話 (公財) 日本スポーツクラブ協会 野川春夫理事長 「自治体スポーツ計画の動向と今後の課題」</p> <p>◇ 議事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定の背景・概要</li> <li>・現行計画の進捗状況</li> <li>・令和4年度市民アンケート結果</li> <li>・本市のスポーツの課題</li> </ul>
令和5年9月13日	<p>第2回沼津市スポーツ推進審議会</p> <p>◇ 議事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念・基本方針について審議</li> </ul>
令和5年10月18日	<p>第3回沼津市スポーツ推進審議会</p> <p>◇ 議事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画案骨子・施策体系について審議</li> </ul>
令和5年12月15日	<p>第4回沼津市スポーツ推進審議会</p> <p>◇ 議事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画案の審議</li> </ul>
令和6年2月15日～ 3月15日	パブリックコメント



## (2) 沼津市スポーツ推進審議会委員名簿

	氏名	性別	所属団体等	備考
1	イデ ヒロユキ 井出 啓之	男	NPO 法人沼津市スポーツ協会	会長
2	ヒヤクザワ シンイチ 百澤 伸一	男	沼津市地区体育連合会	副会長
3	スギウラ キミコ 杉浦 希未子	女	公募	
4	ホシヤ テツオ 星谷 哲男	男	公募	
5	ワタナベ 渡邊 みゆき	女	沼津市スポーツ推進委員連絡協議会	
6	カタブチ カズコ 片渕 和子	女	競技団体（沼津市なぎなた連盟）	
7	イノウラ レイコ 猪浦 玲子	女	静岡県障害者スポーツ指導者協議会	
8	ヤクシジン タカシ 薬師神 隆	男	沼津市中学校体育連盟	
9	イトカワ ユウイチ 糸川 祐一	男	沼津教育振興会小学校体育部	
10	ワタナベ ケン 渡辺 健	男	一般社団法人アスルクラロスポートクラブ	





### (3) 沼津市スポーツ推進基本計画策定委員会設置条例

○沼津市スポーツ推進審議会条例

昭和47年3月30日条例第15号

改正

平成23年10月21日条例第22号

令和3年3月26日条例第11号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(委員の定数及び任期)

第2条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は15人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時の委員(以下「臨時委員」という。)を置くことができる。

3 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議の期間とする。

(任命)

第3条 委員及び臨時委員は、次の各号に掲げるもののうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公募による市民
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長、副会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は必要に応じて開き、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

2 この条例施行後最初に行なわれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

付 則(平成23年10月21日条例第22号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の沼津市スポーツ振興審議会条例第3条の規定により任命又は委嘱されている委員は、改正後の沼津市スポーツ推進審議会条例第3条の規定により任命又は委嘱された委員とみなす。

付 則(令和3年3月26日条例第11号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。



#### (4) 沼津市スポーツ施設一覧

施設の名称	所在地	施設の概要
香陵アリーナ (総合体育館)	御幸町15-1	敷地14,569.42㎡ 建築年度 令和4年 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造 4階建 1階 7,473.87㎡ 2階 6,776.77㎡ 3階 2,182.39㎡ 4階 153.13㎡ スポーツアリーナ(バスケットボール3面、バレーボール3面、バドミントン12面、 テニス3面) 多目的アリーナ(バスケットボール2面、バレーボール2面、バドミントン6面、テニ ス2面) 観覧席 スポーツアリーナ 1,022席、多目的アリーナ 90席 トレーニング室、武道場、弓道場、卓球場、多目的室、 多目的スタジオ、屋内ランニングコース
市営野球場	泉町2-1	総面積 16,617.21㎡ 中堅 118m 両翼 90m
大岡公園内運動場	大岡字末広1298-1	総面積 15,353.749㎡ 照明設備 8基 ソフトボール2面、サッカー1面 その他レクリエーションなど
西部市民運動場	東椎路1749-1	総面積 4,200㎡ 照明設備 5基 ソフトボール1面 その他レクリエーションなど
中瀬市民運動場	上香貫2399-5	総面積 3,750.0㎡ 照明設備 なし グラウンドゴルフやキッズサッカーなど
戸田B&G 海洋センター	戸田2053	敷地 10,891㎡ (戸田テニスコート含む) 建築年度 平成4年 体育館棟 鉄筋コンクリート造2階建 1階1,370㎡ 2階458㎡ プール棟 鉄骨造平屋建 875㎡ アリーナ(バレーボール2面、バスケットボール1面、バドミントン2面、テニス1面) 一般用プール (25×13m) 児童用プール
戸田テニスコート	戸田2053	(戸田B&G海洋センター敷地内) 建築年度 昭和54年 テニスコート ハードコート2面(照明設備あり)
大岡公園 テニスコート	大岡字末広1305-5	敷地 3,200㎡ テニスコート クレーコート2面、砂入り人工芝コート2面(照明設備あり)
愛鷹運動公園 テニスコート	足高201-1	敷地 20,000㎡ テニスコート 砂入り人工芝コート12面(照明設備あり) 管理棟:事務室、休憩ホール、会議室、更衣室、トイレ、シャワー室
F3 BASE	沼津市大手町1-1-5 BiVi沼津3階	面積:748.75㎡ アルピスト6面、トレーニング室、ミーティング室、トイレ、シャワー 室
愛鷹広域公園	足高202	敷地 194,000㎡ 野球場、多目的競技場、スポーツ広場



## (5) 国のスポーツ基本計画（第3期）における12の施策と施策目標

施策群	施策目標
①多様な主体におけるスポーツの機会創出	国民のスポーツ実施率を向上させ、日々の生活の中で一人ひとりがスポーツの価値を享受できる社会を構築する。
②スポーツ界におけるDXの推進	スポーツ界においてDXを導入することで、さまざまなスポーツに関する知見や機会を国民・社会に広く提供することを可能とし、スポーツを「する」「みる」「ささえる」の実効性を高める。
③国際競技力の向上	わが国のアスリートが国際競技大会等において優れた成績をあげることを目標としてひたむきに努力し、試合で躍動する姿は、国民の誇りや喜び、感動につながり、国民のスポーツへの心を高めるものであり、これを通じて国に活力をもたらすものであることから、(公財)日本オリンピック委員会(JOC)および(公財)日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会(JPC)と連携し、各NFが行う競技力向上を支援する。そうした取組を通じ、夏季および冬それぞれのオリ・パラ競技大会並びに各競技の世界選手権等を含む主要国際大会において、過去最高水準の金メダル獲得数、メダル獲得総数、入賞数およびメダル獲得競技数等の実現を図る。
④スポーツの国際交流・協力	スポーツの国際交流・協力を進めることで、スポーツ界におけるわが国の国際的な位置づけを高めるとともに、スポーツを通じた国・地域・人々のつながりを強める。
⑤スポーツによる健康増進	地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、関係省庁で連携しつつ、スポーツを通じた増進により健康長寿社会の実現を目指す。また、厚生労働省の策定する「健康日本 21」に掲げる健康寿命の延伸に、スポーツ実施率の向上を通じて貢献する。
⑥スポーツの成長産業化	スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参画人口の拡大につなげるという好循環を生み出すことにより、スポーツ市場規模 5.5兆円を2025年までに15兆円に拡大することを目指す。
⑦スポーツによる地方創生、まちづくり	全国各地で特色ある「スポーツによる地方創生、まちづくり」の取り組みを創出させ、スポーツを活用した地域の社会課題の解決を促進することで、スポーツが地域・社会に貢献し、競技振興への住民・国民の理解と支持をさらに広げ、競技振興と地域振興の好循環を実現する。
⑧スポーツを通じた共生社会の実現	誰もが「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受し、さまざまな立場・状況の人と「ともに」スポーツを楽しめる環境の構築を通じ、スポーツを軸とした共生社会を実現する。
⑨担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化	スポーツの機会提供等の主要な担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化を図ることで、国民がスポーツに関わる機会の安定的な確保に資する。
⑩スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」	国民がスポーツに親しむ上で不可欠となる「ハード(場づくり)」「ソフト(環境の構築)」といった基盤を確保・強化するため、場づくりや環境の構築、スポーツに関わる人材の育成等を進める。
⑪スポーツを実施する者の安全・安心の確保	スポーツを実施する者が、本人の希望しない理由等でスポーツから離れたり、スポーツに親しむ機会を奪われたりすることがないよう、スポーツを実施する者の自身の安全・安心を確保する。
⑫スポーツ・インテグリティの確保	わが国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことで、国民・社会がスポーツの価値を十分に享受できるような取り組みを進める。

(出所) 笹川スポーツ財団「スポーツ白書 2023」